

法人市民税の電子申告義務化 に関するお知らせ



- **法人市民税**の納税申告書の提出については、eLTAX(エルタックス)を使用して電子申告を行うことが、地方税法の改正により義務化されました。

対象となる法人

次のいずれかの条件を満たす内国法人が対象となります。

- ・ 事業年度開始の日現在における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- ・ 相互会社、投資法人又は特定目的会社

対象手続

- ・ 確定申告 ・ 中間申告 ・ 修正申告
- ・ 申告書添付書類の提出

対象事業年度

令和2年4月1日以後に開始する事業年度分

ご注意ください

電子申告義務化対象となる法人が、申告書の提出期限までにeLTAXにより電子申告せず、書面により提出した場合は不申告として取り扱われます。

- ◎ 災害その他の理由により電子申告を行うことが困難である場合には、書面での申告が認められる特例措置があります。

詳しくは下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

大阪市船場法人市税事務所 法人市民税グループ
所在地：〒541-8551 大阪府中央区船場中央1-4-3-203
電話：06-4705-2933
開庁時間：9:00～17:30（土・日・祝休日・年末年始は除く）

電子申告義務化に伴い、

エ ル タ ッ ク ス

eLTAXの利便性の向上を図ります。



別表・添付書類の追加送信機能

申告/申請・届出時に、別表や添付書類を個別に追加送信できるようになります。送信容量の制限で一度では送りきれなかったデータも、複数回に分けて送信することが可能となります。

(2020年3月実施予定)

明細数上限の拡張

明細行がある帳票のうち、一部のものについて、明細数の上限を拡張します。複数回送信しなければならない場合も、様式内で記載できる明細数が増えるため、送信回数を減らすことができます。

(2020年3月実施予定)

財務諸表の提出一元化

国税の電子申告時に、e-Taxにより財務諸表を提出した場合には、国と地方公共団体間での情報連携により、法人事業税の申告における財務諸表が提出されたものとみなします。

(2020年4月実施予定)

提出方法の拡充

法人住民税、法人事業税及び特別法人事業税の電子申告の添付書類について光ディスク等による提出が可能となります。

電子申告義務化についての詳細は、 eLTAXホームページをご覧ください。

eLTAXホームページは
令和元年9月24日に
リニューアルしました！

<https://www.eltax.lta.go.jp/>



eLTAXの利用時間

8:30~24:00

(土日祝日、年末年始12/29~1/3を除く。)
※毎月最終土曜日及び翌日の日曜日はご利用いただけません。